

水道事業体別分担金について

1. 愛西市水道事業

(消費税及び地方消費税の額を含まない。)

用途及び種別	分担金の額		
一般用専用栓	1戸	口径 13mm	66,000円
		口径 20mm	150,000円
		口径 25mm	240,000円
		口径 40mm	620,000円
		口径 50mm	980,000円
		口径 75mm	2,200,000円
		口径 100mm	市長が決定する額
官公署学校団体	市長が決定する額		

2. 海部南部水道企業団

(消費税及び地方消費税の額を含まない。)

用途及び種別	分担金の額		
/	1戸	口径 13mm	66,000円
		口径 20mm	150,000円
		口径 25mm	240,000円
		口径 40mm	620,000円
		口径 50mm	980,000円
		口径 75mm	2,200,000円
		口径 100mm	3,900,000円
		口径 200mm	15,000,000円
		口径 250mm	24,000,000円
関係市村長の管理施設にあつては、口径別の2分の1の額とする。			

3. 津島市水道事業

(消費税及び地方消費税の額を含まない。)

用途及び種別	分担金の額		
/	1戸	口径 13mm	60,000円
		口径 20mm	160,000円
		口径 25mm	260,000円
		口径 40mm	800,000円
		口径 50mm	1,190,000円
		口径 75mm	2,970,000円
		口径 100mm	管理者の定める額
集合用専用栓	専ら居住の用に供する世帯数に60,000円を乗じた額		

4. 蟹江町水道事業

(消費税及び地方消費税の額を含まない。)

新規加入者 及び種類	分担金の額		
一般家庭・営業用及 び住宅団地	1戸	口径 13mm	68,000円
		口径 20mm	160,000円
		口径 25mm	250,000円
		口径 30mm	360,000円
		口径 40mm	640,000円
		口径 50mm	1,000,000円
		口径 75mm	2,250,000円
		口径 100mm	4,000,000円
工場及び会社・官公 署庁等	使用人20人まで	250,000円	
	21人以上1人増すごとに16,000円ずつ加算する。		
	口径 30mm以上	一般家庭・営業用及び住 宅団地を準用する。	
アパート・社宅及び 寮・集合住宅等	口径 13mm	68,000円	
	一棟一家庭と換算し、分担金の外に一社宅一室ごとに加算する。		
	蛇口のあるもの	18,000円	
	蛇口のないもの	7,000円	
	口径 20mm以上	一般家庭・営業用及び住 宅団地を準用する。	

5. 稲沢市水道事業

(消費税及び地方消費税の額を含まない。)

用途及び種別	分担金の額		
	1戸	口径 13mm	70,000円
		口径 20mm	140,000円
		口径 25mm	280,000円
		口径 40mm	700,000円
		口径 50mm	1,050,000円
		口径 75mm	2,450,000円
		口径 100mm	4,200,000円
		口径 150mm	9,800,000円